（証券コード　3878）
平成28年６月８日

株　主　各　位

東京都中央区京橋一丁目７番１号
株式会社巴川製紙所
代表取締役社長　井　上　善　雄

第157回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第157回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使していただくことができます。その節はお手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、来る平成28年６月23日（木曜日）午後５時20分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　　平成28年６月24日（金曜日）午前10時
２．場　　所　　東京都中央区銀座三丁目９番11号
　　紙パルプ会館　銀座フェニックスプラザ　３階　会議室１～３号室
３．会議の目的事項
報告事項　１．第157期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第157期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の設定の件
第５号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額の設定の件
第６号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.tomoegawa.co.jp）に掲載させていただきます。
◎本定時株主総会の招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、②連結計算書類の連結注記表、③計算書類の株主資本等変動計算書及び④計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.tomoegawa.co.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従って、本招集ご通知の提供書面は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年　４月１日から
平成28年　３月31日まで）

Ⅰ　企業集団の現況に関する事項

１．事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、年度の前半は企業収益や雇用情勢の改善等により、緩やかな回復基調で推移しました。しかし後半に入り、中国をはじめとした新興国経済の減速懸念が拡大し、年明けからは円高が進む等、先行きの不透明さが拡大する状況となりました。特に第３四半期以降、中小型液晶製品の出荷停滞が、関連業界全体に大きな影響を及ぼし始めました。

このような状況の下、当社は開発及びマーケティング費用を過去２年にわたり従前比で年当り約３億円増加させ、新製品の上市を加速させるとともに、トナー関連事業の新規受託案件獲得等による拡大を積極的に推進しました。この結果、特許等知的財産の年間出願件数がそれ以前に比べ倍増するなどの効果は出ているものの、新製品の売上が成熟期にある一部既存製品の売上減少を補うまでには至っておらず、当連結会計年度における売上高は前年同期に比べ611百万円減収の33,502百万円（1.8％減）となりました。

利益面については、第３四半期（10-12月）には液晶部材向け受託塗工事業の環境悪化などから一時的に営業損失となり、その後、円高進行のマイナス影響も加わったものの、期末に向けての営業努力に加えエネルギーコストの低下や前期大きな減益要因となったトナー中国事業の調整解消等があり、第４四半期（１-３月）としては再び黒字に回復し、通期の連結営業利益は、前年同期に比べ104百万円増益の290百万円(56.2％増）となりました。一方、連結経常損益は、前期は大幅な黒字であった持分法投資損益がＦＰＤ関連事業の調整などから赤字に転じたことに加え、期末時の為替レートが円高に進んだために為替評価差損益が大きくマイナスに振れた影響が加わり、前年同期に比べ495百万円減益の18百万円の損失となりました。

親会社株主に帰属する当期純損益については、従前より保有するAura Paper Industries(India)Pvt.Ltd.を本年３月に連結子会社化したことに合わせて、連結貸借対照表上ののれんを一括償却したことに加え、今後の稼働率向上が見込めない固定資産の一部を減損処理したことによる一過性の特別損失の計上などにより、前年同期に比べ978百万円減益の929百万円の損失となりました。

当社グループにおける、セグメントの業績は次のとおりであります。

＜プラスチック材料加工事業＞

プラスチック材料加工事業は、トナー関連事業の新規受託案件獲得等による拡大を積極的に推進したものの、第３四半期には液晶部材向け受託塗工事業の環境悪化などから一時的に営業損失となり、その後、円高進行のマイナス影響も加わったものの、エネルギーコストの低下や前期大きな減益要因となったトナー中国事業の調整解消等がありました。

この結果、売上高は21,057百万円（対前期比2.0%減）、セグメント（営業）利益は505百万円（対前期比32.8%増）となりました。

＜製紙・塗工紙関連事業＞

製紙・塗工紙関連事業は、成熟期にある一部既存製品の売上減少が進む一方、エネルギーコストの低下がありました。

この結果、売上高は12,368百万円（対前期比1.5%減）、セグメント（営業）損益は対前期比で17百万円減益の247百万円の損失となりました。

事業区別	売上高		セグメント利益
プラスチック材料加工事業	21,057百万円	63%	505百万円
製紙・塗工紙関連事業	12,368	37	△247
その他の事業	75	0	9
計	33,502	100	266
消去又は全社	－	－	23
連結	33,502	－	290

２．設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は1,937百万円となりました。

①当連結会計年度に完成した主要設備

該当事項はありません。

②当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

③当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

３．資金調達の状況

平成27年10月に設備投資資金として取引銀行７行による総額1,400百万円、期間５年の借入を実行しました。また、当社グループの所要資金の安定的かつ効率的な調達のため、平成26年９月30日から平成29年９月29日までをコミット期間とする取引銀行５行による総額5,000百万円のシンジケーション方式のコミットメントラインを設定しております。このうち当連結会計年度末における借入実行残高は3,300百万円であります。

４．事業の譲渡、合併等企業再編行為等の状況

当社は、平成28年３月30日付けで、インドの電気絶縁紙メーカーであるAura Paper Industries (India) Pvt. Ltd.の第三者割当増資に対し、191百万円の払込を行い、これにより増資後の出資比率は60％となったことから、連結子会社化しております。

５．対処すべき課題

経済の先行きが依然として不透明な中、当社グループは対処すべき主要課題を次のように捉え、重点的に取り組んでまいります。

(1)中期経営計画の遂行

当社グループは、IoT(Internet of Things)の時流を踏まえ、熱・電気・電磁波コントロール材料を重点分野と定め、当該分野への経営資源の積極的投入により新製品開発を加速させ持続的な成長軌道に戻ることを目指し、平成28年３月期から３ヶ年の第６次中期経営計画を推進してまいりました。

その後１年を経過し、マーケティング及び新製品開発活動のこれまでの成果に加え、Aura Paper Industories(India)Pvt.Ltd.を子会社化するなどのグローバル目線での生産販売体制の強化や、赤字事業に対する抜本的対策の遂行状況も踏まえ、平成31年３月期を最終年度とした第６次中期経営計画のローリングプランを新たに策定し、本年４月よりその達成に向けた取組みを開始いたしました。

具体的には以下の５項目を主要課題に掲げ、第６次中期経営計画のローリングプランの達成を目指してまいります。

①当社の強みを活かせる熱・電気・電磁波コントロール材料関連分野への積極的なリソース投入
②事業部制の長所を活かしつつ全社横断的な取組みを可能にする連邦型事業部制への移行
③グローバル目線での生産販売体制最適化
④赤字事業に対する抜本的対策の立案と遂行
⑤知的財産権のより積極的な取得と参入障壁の構築

(2)ガバナンス体制の強化

当社グループは、創業精神に「誠実」「社会貢献」「開拓者精神」を掲げ、高い企業倫理のもとにグローバルな企業活動を行っております。引き続き内部統制システムの更なる洗練化に努めるとともに、経営の効率性、透明性及び公正性の確保と更なる充実を図り、もって企業活動を支えている全てのステークホルダーの利益を尊重し、持続的な成長を通じて企業価値を高め社会に貢献する会社を目指してまいります。

(3)安全な職場環境の整備

当社グループは、従業員により働きやすい職場を提供するため、「安全は利益に優先する」をスローガンに、5Sの徹底、安全対策工事、災害情報共有、危険予知トレーニング、声かけ運動等の安全活動を推進しております。引き続き、労働災害の撲滅を目指し、安全な職場環境の整備に取り組んでまいります。

6．財産及び損益の状況の推移

区　　分	第154期 (平成25年３月期)	第155期 (平成26年３月期)	第156期 (平成27年３月期)	第157期 (平成28年３月期)
売上高(百万円)	34,722	34,613	34,114	33,502
経常利益(△は損失)(百万円)	324	980	476	△18
親会社株主に帰属する当期純利益(△は純損失)(百万円)	224	606	48	△929
１株当たり当期純利益(△は純損失)(円)	4.39	11.88	0.96	△18.23
総資産(百万円)	41,909	39,378	40,508	39,399

(注)　１．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。

２．「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）等の適用により、当連結会計年度より「当期純利益」の科目名称を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。

7．重要な子会社の状況

（平成28年３月31日現在）

会社名	資本金	出資比率	事業区分	主要な事業内容
TOMOEGAWA (U.S.A.)INC.	7百万米ドル	100.0%	プラスチック材料加工事業	電子写真用トナーの製造及び販売
TOMOEGAWA EUROPE B.V.	180千ユーロ	100.0%	プラスチック材料加工事業	電子写真用トナーの販売
TOMOEGAWA HONG KONG CO.,LTD.	2百万香港ドル	100.0%	プラスチック材料加工事業	中国及び周辺地域への販売
㈱巴川ホールディングス恵州	499百万円	73.0%	プラスチック材料加工事業	持株会社
巴川影像科技（恵州）有限公司	74百万人民元	73.0% [73.0%]	プラスチック材料加工事業	電子写真用トナーの製造及び販売
日彩控股有限公司	39百万香港ドル	73.0% [73.0%]	プラスチック材料加工事業	持株会社
日彩影像科技（九江）有限公司	31百万人民元	73.0% [73.0%]	プラスチック材料加工事業	電子写真用トナーの製造及び販売
Aura Paper Industries(India)Pvt.Ltd.	122百万ルピー	60.0%	製紙・塗工紙関連事業	紙の製造及び販売
巴川物流サービス㈱	22百万円	100.0%	その他の事業	運送及び物流管理
新巴川加工㈱	10百万円	100.0%	プラスチック材料加工事業 製紙・塗工紙関連事業	紙及びプラスチックフィルムの加工
三和紙工㈱	51百万円	95.2%	製紙・塗工紙関連事業	各種梱包資材等の製造及び販売
日本理化製紙㈱	100百万円	53.7% [2.9%]	製紙・塗工紙関連事業	紙の加工及び販売

（注）　１．出資比率の[ ]内の数値は間接出資比率であり、内数で示したものです。

２．平成28年３月30日付けでAura Paper Industries (India) Pvt.Ltd.の資本金・出資比率をそれぞれ96百万ルピーから122百万ルピー、49%から60%に変更しており、同日付けで連結子会社化しております。

８．主要な事業内容

当社グループは、電子写真用トナー、半導体用接着テープ、フラットパネルディスプレイ（ＦＰＤ）向け光学フィルム、機能紙、塗工紙等の製造、加工及び販売並びに山林の経営を主な事業とし、その他これらに付帯する事業を行っております。

その主要製品・サービスは、次のとおりであります。

（平成28年３月31日現在）

区分		主要製品・サービス	
セグメント	事業		
プラスチック材料加工事業	化成品事業	複写機・プリンター用製品	電子写真用トナー
	テープ事業	半導体用接着テープ	リードフレーム固定テープ、フィルムキャリアテープ、チップアッセンブリーテープ等
	ＦＰＤ関連事業	ＦＰＤ向け光学フィルム	ディスプレイ用光学フィルム、粘着フィルム及びその他機能性フィルム等
	精密加工事業	精密加工電子部品	気密封止パッケージ用リッド、静電チャック、光通信接続・配線用部材等
製紙・塗工紙関連事業	機能紙事業	複写・印刷用製品	超軽量印刷用紙、トレーシングペーパー等
		情報関連製品	統計カード用紙、通帳用紙、ＯＣＲ用紙等
		電気絶縁材料	電気絶縁紙、超々高圧用複合絶縁材料
		加工用原紙	剥離紙用原紙、滅菌紙、重包装資材等
		機能紙製品	特殊繊維シート、カラー出力プリンタ用紙、剥離紙、含浸基紙・吸水紙等
	塗工紙事業	磁気関連製品	プリペイドカード、磁気乗車券等
		印刷・記録関連製品	感熱記録紙等
その他の事業		物流サービス	運送、保管等
		分析サービス	形態観察、化学物構造解析、熱分析等
		不動産賃貸	
		山林経営	

９．主要な営業所及び工場

（平成28年３月31日現在）

名称	所在地
当社本社	東京都中央区
当社静岡事業所	静岡県静岡市駿河区
当社清水事業所	静岡県静岡市清水区
当社大阪営業所	大阪府大阪市生野区
TOMOEGAWA (U.S.A.) INC.	Wheeling, Illinois U.S.A.
TOMOEGAWA EUROPE B.V.	Amstelveen, Netherlands
TOMOEGAWA HONG KONG CO.,LTD.	香港九龍市
台湾巴川股份有限公司	台湾高雄市
巴川影像科技（恵州）有限公司	中国広東省恵州市
日彩影像科技（九江）有限公司	中国江西省九江市
Aura Paper Industries (India) Pvt. Ltd. 本社	Hyderabad, Telangana, India
Aura Paper Industries (India) Pvt. Ltd. 工場	Medak District, Telangana, India
三和紙工㈱ 岡山工場	岡山県岡山市
三和紙工㈱ 鹿島工場	茨城県潮来市
日本理化製紙㈱ 草薙工場	静岡県静岡市清水区

10. 従業員の状況

（平成28年３月31日現在）

事業区分	従業員数	前期比増減
プラスチック材料加工事業	700名	47名増
製紙・塗工紙関連事業	326名	8名増
その他の事業	33名	3名減
全社（共通）	118名	18名増
合計	1,177名	70名増

（注）１．プラスチック材料加工事業における従業員増加の主な要因は、当連結会計年度に新たに連結の範囲に含められた日彩影像科技（九江）有限公司の追加によるものです。

２．全社（共通）における従業員増加の主な要因は、将来成長が見込まれる分野の研究員及び営業員を増強したことによるものです。

11. 主要な借入先

（平成28年３月31日現在）

借入先	借入金残高
㈱三井住友銀行	2,311百万円
㈱三菱東京UFJ銀行	1,971
㈱静岡銀行	1,581
㈱清水銀行	1,327
㈱日本政策金融公庫	1,031

Ⅱ　会社の株式に関する事項

１．発行可能株式総数　100,000,000株

２．発行済株式の総数　51,487,582株（自己株式459,449株を除く）

３．株主数　2,729名

４．大株主

（平成28年３月31日現在）

株主名	持株数	持株比率
凸版印刷㈱	5,697千株	11.0%
栄紙業㈱	3,336	6.4
昌栄印刷㈱	3,314	6.4
鈴与㈱	2,494	4.8
三井化学㈱	2,439	4.7
㈱三井住友銀行	1,979	3.8
三弘㈱	1,751	3.4
巴川製紙取引先持株会	1,743	3.3
東紙業㈱	1,736	3.3
井上善雄	1,531	2.9

（注）持株比率は、自己株式（459,449株）を控除して計算しております。

Ⅲ　会社の新株予約権等に関する事項

１．当事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

２．当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

３．その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

なお、平成17年６月28日第146回定時株主総会決議により発行された新株予約権につきましては平成27年６月27日をもって行使期間満了となり、権利が失効しております。

Ⅳ　会社役員に関する事項

１．取締役及び監査役の氏名等

（平成28年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長（代表取締役）	井上善雄	CEO 昌栄印刷株式会社取締役相談役 日本山村硝子株式会社社外取締役
取締役	今田俊治	専務執行役員機能紙事業部長 株式会社巴川ホールディングス恵州取締役 日彩控股有限公司董事 三和紙工株式会社取締役会長 日本理化製紙株式会社取締役
取締役	三井清治	専務執行役員社長補佐 株式会社トッパンTOMOEGAWAオプティカルフィルム代表取締役社長
取締役	山口正明	常務執行役員CFO経営戦略本部長兼TTOF・TFC管掌兼コンプライアンス委員会委員長 日彩控股有限公司董事
取締役	畑澤敏之	常務執行役員電子材料事業部営業管掌 シライ電子工業株式会社社外取締役 巴川コリア株式会社代表取締役
取締役	小森哲郎	ユニゾン・キャピタル株式会社マネジメント・アドバイザー 株式会社ニッセンホールディングス社外取締役 株式会社建デポ代表取締役社長
常勤監査役	吉田光宏	
監査役	鮫島正洋	弁護士法人内田・鮫島法律事務所代表パートナー 弁護士・弁理士
監査役	鈴木健一郎	鈴与株式会社代表取締役社長 エスエスケイフーズ株式会社代表取締役会長 鈴与ホールディングス株式会社代表取締役社長 鈴与商事株式会社取締役 鈴与建設株式会社取締役

（注）１．平成26年６月24日開催の第155回定時株主総会において補欠監査役として選任された立野晴朗氏の選任決議は、当社定款の定めに従い、引き続き有効とされております。

２．常勤監査役の吉田光宏氏は、過去に当社の経理業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

３．取締役小森哲郎氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

４．取締役畑澤敏之氏は、平成27年10月１日まで、当社の社外取締役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ておりましたが、同日付けで常務執行役員に就任したことから、独立役員の指定を解除し、その旨届け出ております。

５．監査役鮫島正洋及び鈴木健一郎の両氏は、社外監査役であり、いずれも東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

６．代表取締役社長井上善雄氏は、

(1)平成27年５月28日付けで、日本カード株式会社取締役を退任いたしました。
(2)平成27年６月26日付けで、戸田工業株式会社社外取締役を退任いたしました。

７．取締役今田俊治氏は、
(1)平成27年５月18日付けで、日彩控股有限公司董事長を退任し、同社董事に就任いたしました。
(2)平成27年５月18日付けで、日彩影像科技（九江）有限公司董事長を退任いたしました。
(3)平成27年５月20日付けで、巴川影像科技（恵州）有限公司董事長を退任いたしました。
(4)平成27年５月27日付けで、三和紙工株式会社取締役会長に就任いたしました。
(5)平成27年５月27日付けで、日本理化製紙株式会社取締役に就任いたしました。
(6)平成27年７月３日付けで、TOMOEGAWA (U.S.A) INC. Director Chairman&CEOを退任いたしました。

８．取締役畑澤敏之氏は、
(1)平成27年６月26日付けで、シライ電子工業株式会社社外取締役に就任いたしました。
(2)平成27年10月１日付けで、常務執行役員電子材料事業部営業管掌に就任いたしました。
(3)平成28年３月31日付けで、巴川コリア株式会社代表取締役に就任いたしました。

９．取締役小森哲郎氏は、平成27年10月１日付けで、株式会社建デポ代表取締役社長に就任いたしました。

10．監査役鈴木健一郎氏は、
(1)平成27年11月25日付けで、鈴与株式会社専務取締役から代表取締役社長に就任いたしました。
(2)平成27年11月25日付けで、鈴与ホールディングス株式会社代表取締役社長に就任いたしました。

11．平成28年４月１日付けで、電子材料営業本部が新たに設置され、取締役常務執行役員畑澤敏之氏は、担当が電子材料営業本部長に変更となりました。

〈ご参考〉前記以外の当社執行役員は次のとおりであります。

（平成28年３月31日現在）

地位	氏名	担当
執行役員	作本征則	生産技術本部長
執行役員	村田力	研究開発本部長
執行役員	中村公彦	画像材料事業部長
執行役員	井上雄介	営業推進本部長
執行役員	須川美久	電子材料事業部長

（注）平成28年４月１日付けで、
(1)執行役員井上雄介氏が新たに上席執行役員に就任いたしました。
(2)営業推進本部及び研究開発本部が統合して事業開発本部が新たに設置され、執行役員井上雄介及び村田力の両氏は、担当がそれぞれ事業開発本部長、事業開発本部統括副本部長に変更となりました。
(3)品質保証統括室が新たに設置され、執行役員作本征則氏は、担当が生産技術本部長兼品質保証統括室管掌に変更となりました。

２．取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	人　　数	報酬等の額	報酬等の種類別の総額			
			基本報酬	ストックオプション	退職慰労金	
取締役	８名	85百万円	71百万円	－	13百万円	※注２．３．４．
監査役	４名	19百万円	17百万円	－	2百万円	※注２．３．
計	－	104百万円	88百万円	－	16百万円	

（注）１．取締役の報酬限度額は、１事業年度140百万円以内であります。
　　監査役の報酬限度額は、１事業年度50百万円以内であります。
２．報酬等の額には、平成27年６月24日開催の第156回定時株主総会の終結のときをもって退任した取締役２名及び監査役１名を含んでおります。
３．退職慰労金の額には当事業年度の退職慰労引当金の繰入額を含んでおります。
４．使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与を含む）は、取締役報酬とは別枠であり、支給総額は19百万円であります。

３．取締役及び監査役の報酬等の額の決定に関する方針

当社取締役及び監査役の報酬等の額又はその決定に関する方針の内容及び決定方法は、取締役・監査役年俸制度規程、取締役・監査役退職慰労金規程等として定めております。

代表取締役、執行役員兼務取締役及び常勤取締役の基本報酬は、役位別に定める固定額の基本年俸と業績により加算減算する業績年俸とからなり、業績に係る報酬原資がマイナスとなった場合には、基本年俸から減額されます。その他の取締役及び監査役の基本報酬は、役位別に定める固定額の基本年俸となります。

業績に係る報酬原資は、その４割が、基本年俸額と同じ比率で、基本年俸と業績年俸からなる報酬体系の取締役に按分され、残り６割が、当該取締役のうち、代表取締役と執行役員兼務取締役に付与された業績ポイントに基づいて配分されます。業績ポイントは、評価軸を予め設定し、CEOと執行役員を兼務していない取締役（但し自身の報酬等に係る場合を除く）とによる審議・合議により算出する方法を採用しています。

代表取締役及び執行役員兼務取締役の退職慰労金は、退任時報酬月額、役位、在任年数によって算出される基準額に、就任時と退任時の株価、キャッシュフロー、担当事業の利益の変化を加算減算して決定しております。その他の取締役及び監査役の退職慰労金は、退任時報酬月額、役位、在任年数によって算出される基準額に、就任時と退任時の株価とキャッシュフローの変化を加算減算して決定しております。

４．社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

取締役小森哲郎氏は、ユニゾン・キャピタル株式会社のマネジメント・アドバイザー、株式会社ニッセンホールディングスの社外取締役及び株式会社建デポの代表取締役社長を兼務しております。当社と同３社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

監査役鮫島正洋氏は、弁護士法人内田・鮫島法律事務所の代表パートナー弁護士・弁理士を兼務しております。当社と同所との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

監査役鈴木健一郎氏は、鈴与株式会社の代表取締役社長を兼務しております。同社は当社の株式2,494,000株（4.8%）を保有する株主であり、同社製品の仕入取引及び同社への物流委託取引を行っております。

監査役鈴木健一郎氏は、鈴与商事株式会社の取締役を兼務しております。当社と同社の間には当社製品の販売取引及び同社製品の仕入取引等を行っております。

監査役鈴木健一郎氏は、鈴与建設株式会社の取締役を兼務しております。当社と同社の間に当社設備の購入・建設工事等に係る取引を行っております。

監査役鈴木健一郎氏は、エスエスケイフーズ株式会社の代表取締役会長及び鈴与ホールディングス株式会社の代表取締役社長を兼務しております。当社と同２社の間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

なお、取締役畑澤敏之氏は、平成27年10月１日付けで常務執行役員電子材料事業部営業管掌に就任したことにより、社外要件を満たさなくなりました。同日までの重要な兼職先として、シライ電子工業株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、当社と同社の間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席及び発言の状況

取締役小森哲郎氏は、取締役会全13回中12回（92%）出席し、主に企業価値向上のための経営戦略立案に関して意見を述べるなど、豊富な経験と卓越した識見に基づく必要かつ有益な助言・提言を行っております。

監査役鮫島正洋氏は、取締役会においては、全13回中全回出席し、弁理士、弁護士としての専門的見地から、主に当社の知財戦略及び取締役会の意思決定の適法性に関する助言・提言を行っております。監査役会においては、全15回中全回出席し、各議題に関して法的側面から意見・確認の発言を行っております。

監査役鈴木健一郎氏は、取締役会においては、全10回中9回（90%）出席し、大手物流企業グループの多数の業務執行取締役や社外取締役を歴任して得られた経営経験を活かし、多角的視点での助言・提言を行っております。監査役会においては、全10回中9回（90%）出席し、取締役の業務監査に関して適宜必要な発言を行っております。

なお、取締役畑澤敏之氏は、平成27年10月１日付けで常務執行役員に就任したことに伴い、社外要件を満たさなくなりました。取締役会には社外役員であった期間を通算しても全回出席し、豊富なグローバル経営の実務経験、電子材料分野の業界・市場知識、営業・マーケティングに関する高い見識を活かして必要かつ有益な助言・提言を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、当社の非業務執行取締役及び監査役全員との間で、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度とする内容の会社法第427条第１項の責任限定契約を締結しております。

(5) 報酬等の総額

区分	人数	報酬等の額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	ストックオプション	退職慰労金
社外取締役	２名	10百万円	９百万円	－	１百万円
社外監査役	３名	８百万円	７百万円	－	１百万円

（注）１．報酬等の額には、平成27年６月24日開催の第156回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役１名及び平成27年10月１日付けで社外役員の要件を満たさなくなった取締役１名を含んでおります。

２．退職慰労金の額には当事業年度の退職慰労引当金の繰入額を含んでおります。

３．社外役員が当社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等はございません。

Ⅴ　会計監査人に関する事項

１．会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

２．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円
②	上記①のうち、当社が支払うべき額	40百万円
③	上記②のうち、公認会計士法第２条第１項の監査業務の報酬等の額	40百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査業務の報酬と金融商品取引法に基づく監査業務の報酬とを区分しておらず、実質的にも区分できないため、③の金額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績を分析・評価し、取締役、経理部門及び会計監査人からの資料や報告を受け、新事業年度の監査計画及び監査時間・配員計画・報酬単価の適切性並びに報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額は適切と判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。

３．非監査業務の内容

該当事項はありません。

４．当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の子会社の計算関係書類監査の状況

当社の子会社であるTOMOEGAWA(U.S.A.) INC.他６社は、当社の会計監査人以外の監査を受けております。

５．解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当するとき、あるいは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、監査役全員の同意に基づき当該会計監査人を解任いたします。

これに加え、監査役会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性や総合的な監査能力等を毎年評価、検証し、監査を遂行するに不十分であると判断した場合には、当該会計監査人の不再任を株主総会の目的とすることといたします。

６．過去二年間の業務停止処分に係る事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項

金融庁が平成27年12月22日及び平成28年１月22日付けで発表した行政処分の内容の概要

①処分対象

新日本有限責任監査法人

②処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止３ヶ月（平成28年１月１日から同年３月31日まで）

業務改善命令（業務管理体制の改善）

課徴金納付命令　21億１千１百万円

Ⅵ　会社の体制及び方針

１．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

＜内部統制基本方針の内容＞

当社では、内部統制基本方針を定め、その体制構築を進めております。当事業年度においては、第一に、TOMOEGAWAグループの企業活動の根幹をなす考え方である創業精神について、内部統制基本方針の中では記載を省略していた「社会貢献」「開拓者精神」を改めて記載したほか、第二に、海外展開とともに複雑化するコンプライアンスとリスクに関する課題に対応するため、カテゴリーごとに責任部署を明確化して責任分散を図るとともに、当該部署が責任をもって実施する体制に変更し、第三に、企業集団での内部統制について、従来の連結事業部体制を一部変容させ、報告体制の整備、コンプライアンス及びリスク管理に関する組織的対応の明確化を図っております。また、平成28年４月1日に実施された組織変更（電子材料営業本部の設置、総務コンプライアンス部の廃止等）を踏まえた変更、わかりづらい表現の修正等、所要の変更も行っております。

見直し後の内部統制基本方針の内容は、次のとおりです。

当社は、創業精神の「誠実」「社会貢献」「開拓者精神」を旨とする企業倫理に従って、TOMOEGAWAグループの企業活動を進めていくと共に、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を以下の通り定める。当社は、社会環境の変化及び当社の事業・体制等の変更に応じ、この基本方針を見直し、内部統制システムを整備・維持するよう努める。

１．当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)組織

・当社の取締役会の意思決定の妥当性及び透明性を高めるため、当社は社外取締役を招聘する。
・当社の代表取締役社長は、法令・定款及び社内規程に従って業務を遂行し、原則として毎月開催される当社の取締役会において業務執行状況を報告する。
・当社の取締役会は当社の取締役及び適任と判断する当社の従業員をメンバーとするコンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス委員会は、TOMOEGAWAグループ全体及びグループ各社の経営に重大な影響を与えるリスク管理、コンプライアンス、財務報告に係る内部統制事項、その他の内部統制事項に関する施策の妥当性を審議し、審議内容を当社の取締役会に報告するとともに、必要に応じて当社の代表取締役社長に改善策の採用を勧告する。
・コンプライアンスの実施責任者として、当社は経営戦略本部長を任命する。同本部長の指揮の下、当社の総務グループがTOMOEGAWAグループ全体のコンプライアンスへの取組みを促進する。

(2)施策

・当社の代表取締役社長は、TOMOEGAWAグループの企業活動を進めていく上で、内部統制システムの整備が必要不可欠であると認識している。

・TOMOEGAWAグループのすべての役員並びにパート及び派遣社員を含む従業員は、業務を遂行するに当たり、TOMOEGAWAグループ行動規範及びグループ各社のコンプライアンス行動指針（日本国内においては当社の定めるTOMOEGAWAグループコンプライアンス行動指針を基本とし、国内外を問わず、グループ各社がその適用法令、事業内容、社内規程の整備状況等に応じて別に定める場合には、当社の承認を受けた行動指針をいう）から成るTOMOEGAWAグループ企業倫理に従うものとし、誓約書をグループ各社の代表者に提出して企業倫理の順守を誓約する。

・当社の経営戦略本部長の指揮の下、コンプライアンスのカテゴリーごとの責任部署の責任により、当社の役員及び従業員に対するコンプライアンス教育、TOMOEGAWAグループ各社のコンプライアンス活動の指導、コンプライアンス委員会への定期的報告、TOMOEGAWAグループのコンプライアンス違反への対策等を実施する。

・内部通報システムの運用によりTOMOEGAWAグループのコンプライアンス問題の早期把握と解決を図る。内部通報システムは当社に限らず、TOMOEGAWAグループに所属する全社の従業員が利用できる。内部通報システムの通報先及び相談先として、当社の経営戦略本部長に加え、当社の監査役及び外部弁護士を指定する。当社は、この内部通報システムに加え、当社の代表取締役社長他への匿名メールシステムあるいはメッセージボックスも設置している。

・TOMOEGAWAグループは、市民生活に脅威を与える反社会的勢力や団体とは一切関係を持たず、これらに対し毅然とした態度で対応する。

(3)監査

・当社の監査役は、法令に基づく権限を行使し、当社の内部監査グループ及び当社の会計監査人と連係して当社の取締役の職務執行の適正性を監査する。

・当社の内部監査グループが内部統制の活動状況を調査し、その結果を当社の代表取締役社長及び当社の監査役に報告する。

２．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・当社の文書管理規程等に基づき、決裁書、議事録、重要な契約書等当社の取締役の職務の執行に関わる文書（電磁的記録を含む）を適切に保存し、管理する。

・当社の取締役、執行役員及び監査役は、必要なときはいつでも上記の文書を閲覧できる。

・当社の社内情報システムを活用した稟議書ワークフローにより稟議手続を順守させると共に、稟議書のデータベース化を図る。

３．当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・TOMOEGAWAグループのリスクを体系的に管理するための規程（リスク管理マニュアル）を定め、当社の経営戦略本部長を統括責任者とし、当社の総務グループを統括部署として、リスクのカテゴリーごとの責任部署の責任において、リスク管理を実施する。

・当社は、地震や火事などの緊急事態が発生した場合は、緊急時対応マニュアルに基づいて対応する。当社は、関係者が即座に必要な措置を取ることができるように、なすべきことを定め、関係者全員に周知する。
・当社の内部監査グループが、当社のリスク管理マニュアルの定めに基づいて、リスク管理プログラムの監査を実施する。

4．当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・当社は、業務執行権限を執行役員に委譲することにより、取締役会による経営の迅速化、監督機能の強化を図る。
・当社の代表取締役社長は、当社及びTOMOEGAWAグループ各社の重要な経営課題につき担当執行役員及び関係責任者から成る経営会議に諮問する。
・当社は、TOMOEGAWAグループの長期事業目標を達成するために、中期経営計画及び期毎の社長方針を当社の全役員及び従業員に理解させ、各人の具体的な業務計画に反映させる。

5．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・当社の事業部と子会社を連結してひとつの事業体とし、当社の事業部長が当該連結事業の営業成績及び財務状況に係る責任を負い、連結事業部の専属でない機能別子会社は、当社の本部長が業務管理責任を負うことを原則とする。但し、事業部のうち、製販を分離し、製造部門が利益責任、販売部門が売上責任を負うことを明確化する場合があり、この場合、各々の傘下に機能別子会社を連結させる体制を採用する。
・子会社の役員は、当該連結事業に係る責任又は当該業務管理責任を負う当社の事業部長又は本部長を含む関係責任者に対して、定期的に子会社の業務執行状況を報告するとともに、当社又は子会社の運営、業務又は財産に関する重要な事項が発生した場合には、当該関係責任者に対し、直ちにこれを報告する。
・子会社の重要業務案件は、当社の決裁規程の定めに従って決裁される。
・コンプライアンスプログラム及びリスク管理は、子会社も対象に含まれる。当社は、コンプライアンス及びリスクのカテゴリーごとの責任部署を定め、TOMOEGAWAグループのコンプライアンス及びリスクの統括管理を義務付ける。当該連結事業に係る責任又は業務管理責任を負う当社の事業部長又は本部長は、コンプライアンス及びリスクのカテゴリーごとの責任部署と協議のうえ、TOMOEGAWAグループ各社の規模や業態別に、必要に応じて適正数の監査役やコンプライアンス及びリスクの推進担当者を配置するよう、TOMOEGAWAグループ各社の代表者に対して勧告する。TOMOEGAWAグループ各社の代表者は、当社及びTOMOEGAWAグループ各社に重大な損害を及ぼすおそれのある事象が発生した場合には、当該コンプライアンス及びリスクのカテゴリーごとの責任部署（責任部署が不明であれば当社の経営戦略本部長）に対して、直ちにこれを報告する組織体制を自社内に整備する。
・当社は、子会社と共通の有効な情報伝達システムを構築する。
・当社の内部監査グループは、当社の監査役と連係し、子会社業務の監査を行う。

6．当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
・当社の取締役は、当社の監査役から補助スタッフ設置の要請があった場合は、これに同意する。
・補助スタッフを設置しない場合、監査業務は当社の内部監査グループが補助し、その他については当社の社長室が補助する。
7．当社の監査役補助スタッフの当社の取締役からの独立性に関する体制
・当社の監査役補助スタッフの人事異動・人事評価・懲戒処分には、当社の監査役会の同意を求める。
8．当社の監査役の当社の監査役補助スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項
・当社の監査役補助スタッフへの指揮命令権は、当社の各監査役に属する。
9．当社の取締役及び使用人、当社の子会社の役員及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
・当社の監査役は、当社の取締役会の他、当社の重要な意思決定に関わる経営会議等の会議に出席し、当社の取締役及び執行役員から業務執行状況その他重要事項の報告を受ける。
・当社の取締役及び執行役員は、当社及びTOMOEGAWAグループ各社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実等を発見したときは、直ちに当社の代表取締役社長及び当社の監査役に報告する。
・当社の監査役は、TOMOEGAWAグループ全社の役員及び従業員に対しいつでも業務執行状況その他重要事項につき報告を求めることができる。
・当社の取締役は、法令の定めに基づく報告事項に加え当社の監査役に報告すべき事項を監査役との協議の上決定する。
・TOMOEGAWAグループに所属する全社の従業員が利用できる内部通報システムの通報先及び相談先の一つとして、当社の監査役を指定する。
・当該内部通報システムのすべての情報は、当社の経営戦略本部長に連絡されて一元的に管理され、経営戦略本部長が当社のコンプライアンス委員会に対応を含めた状況報告を行い、さらに当社のコンプライアンス委員会は当社の取締役会に対して審議内容を報告する。
10．当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
・当社の定めるTOMOEGAWAグループコンプライアンス行動指針において、コンプライアンス相談・連絡を行った者の身分が保障されるとともに、不利益な取扱いを受けないことを明記する。
11．当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
・当社の監査役の監査費用の予算は、監査役会が決定する。
・当社の監査役が緊急又は臨時に支出した費用は、事後、当社に償還を請求できる。当該請求については、当該請求にかかる費用が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当社はすみやかに当該費用を処理する。

12. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・当社の監査役は、当社の内部監査グループ及び当社の会計監査人に監査計画の提出を求め、また当社の内部監査グループ及び当社の会計監査人とそれぞれ定期的に意見を交換する。
・当社の監査役が必要と認めたときは、弁護士、公認会計士等の外部専門家を任用することができる。
・当社の監査役は､TOMOEGAWAグループ各社の監査役との連絡会を開催し､監査業務についての意見交換を行う。
・当社の取締役は、当社の監査役の意見を尊重して監査役監査の環境整備に努める。

＜内部統制システムの運用状況の概要＞

当事業年度における主な取り組みは次のとおりです。

１．当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・延べ112名が参加したコンプライアンス研修を実施しました。
・マイナンバー制度対応に伴う施設管理等を実施しました。

２．当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・影響度と頻度により特に対策が必要なリスクを特定する活動において新たに特定されたリスクを含めて、リスク管理プログラムの内部監査を実施し、改善活動につなげました。

３．当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・今後の効率的な標準化を進める活動につなげるため、守れないルールの棚卸しを実施しました。

２．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期的視点に立って着実に株主価値を向上させることを目標としており、株主に対する適正な利益還元を経営の最重要課題として位置づけております。配当につきましては、安定的な配当を継続実施していくことを基本方針としつつ、連結及び単体業績水準と、内部留保の確保や財務体質の強化等を総合的に勘案して、機動的に決定してまいります。

なお、当期におきましては、平成28年５月20日開催の取締役会において、期末配当金として１株あたり５円の配当を決議いたしました。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**20,358**	**流動負債**	**17,195**
現金及び預金	3,158	支払手形及び買掛金	5,871
受取手形及び売掛金	7,368	短期借入金	5,925
製品	6,390	1年内返済予定の長期借入金	2,089
仕掛品	64	未払法人税等	70
原材料及び貯蔵品	1,808	賞与引当金	388
立木	596	その他	2,850
繰延税金資産	290		
その他	689	**固定負債**	**9,708**
貸倒引当金	△7	長期借入金	6,154
		繰延税金負債	238
固定資産	**19,041**	退職給付に係る負債	2,954
有形固定資産	14,589	役員退職慰労引当金	182
建物及び構築物	5,711	その他	177
機械装置及び運搬具	4,116		
土地	3,630	**負債合計**	**26,903**
建設仮勘定	446	（純資産の部）	
植林木	149	**株主資本**	**11,035**
その他	533	資本金	2,894
		資本剰余金	3,582
無形固定資産	306	利益剰余金	4,881
のれん	54	自己株式	△323
ソフトウエア	106		
その他	146	**その他の包括利益累計額**	**△56**
		その他有価証券評価差額金	190
投資その他の資産	4,145	繰延ヘッジ損益	△10
投資有価証券	2,302	為替換算調整勘定	156
破産更生債権等	17	退職給付に係る調整累計額	△393
繰延税金資産	1,413		
その他	429	**非支配株主持分**	**1,517**
貸倒引当金	△17		
		純資産合計	**12,495**
資産合計	**39,399**	**負債・純資産合計**	**39,399**

(注)記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自 平成27年４月１日　至 平成28年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		33,502
売上原価		28,239
売上総利益		**5,263**
販売費及び一般管理費		4,972
営業利益		**290**
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	37	
受取保険金	39	
補助金収入	59	
受取家賃	20	
その他	39	198
営業外費用		
支払利息	197	
持分法による投資損失	52	
為替差損	175	
シンジケートローン手数料	6	
その他	74	507
経常損失		**18**
特別利益		
固定資産売却益	24	
その他	0	24
特別損失		
固定資産除却損	57	
減損損失	391	
のれん償却額	255	
契約解除に伴う損失	81	
その他	1	788
税金等調整前当期純損失		**781**
法人税、住民税及び事業税	185	
法人税等調整額	△105	79
当期純損失		**861**
非支配株主に帰属する当期純利益		68
親会社株主に帰属する当期純損失		**929**

（注）記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**13,638**	**流動負債**	**13,320**
現金及び預金	1,591	買掛金	4,117
受取手形	1,019	短期借入金	4,936
売掛金	4,811	1年内返済予定の長期借入金	1,558
製品	3,678	リース債務	45
原材料及び貯蔵品	922	未払金	815
立木	596	未払費用	1,564
前払費用	127	未払法人税等	28
繰延税金資産	138	預り金	31
未収入金	287	賞与引当金	203
関係会社短期貸付金	284	その他	19
その他	182		
貸倒引当金	△0	**固定負債**	**7,327**
		長期借入金	5,345
固定資産	**16,143**	リース債務	93
有形固定資産	8,887	退職給付引当金	1,649
建物	4,104	役員退職慰労引当金	164
構築物	138	その他	74
機械及び装置	1,761	**負債合計**	**20,648**
車両運搬具	8	（純資産の部）	
工具、器具及び備品	293	**株主資本**	**8,966**
土地	1,920	資本金	2,894
リース資産	84	資本剰余金	3,569
建設仮勘定	427	資本準備金	3,569
植林	149	利益剰余金	2,700
		利益準備金	497
無形固定資産	165	その他利益剰余金	2,202
ソフトウエア	99	固定資産圧縮積立金	777
その他	65	別途積立金	3,146
		繰越利益剰余金	△1,721
投資その他の資産	7,090	自己株式	△198
投資有価証券	1,084		
関係会社株式	4,482	**評価・換算差額等**	**168**
関係会社長期貸付金	169	その他有価証券評価差額金	172
繰延税金資産	1,110	繰延ヘッジ損益	△4
その他	243		
		純資産合計	**9,134**
資産合計	**29,782**	**負債・純資産合計**	**29,782**

(注)記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		22,186
売上原価		18,964
売上総利益		**3,222**
販売費及び一般管理費		3,544
営業損失		**321**
営業外収益		
受取利息	5	
受取配当金	598	
その他	180	785
営業外費用		
支払利息	149	
為替差損	135	
その他	67	353
経常利益		**110**
特別利益		
固定資産売却益	23	
その他	0	23
特別損失		
固定資産除却損	56	
減損損失	391	
子会社株式評価損	505	
契約解除に伴う損失	81	1,035
税引前当期純損失		**900**
法人税、住民税及び事業税	△3	
法人税等調整額	△14	△18
当期純損失		**882**

(注)記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月17日

株式会社巴川製紙所
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　滝　口　隆　弘　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　須　山　誠一郎　㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社巴川製紙所の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社巴川製紙所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月17日

株式会社巴川製紙所
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　滝　口　隆　弘　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　須　山　誠一郎　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社巴川製紙所の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第157期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第157期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求め、重要な決裁書等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月18日

株式会社巴川製紙所　監査役会

常勤監査役　吉田光宏　㊞

社外監査役　鮫島正洋　㊞

社外監査役　鈴木健一郎　㊞

以　上

（ご参考）連結キャッシュ・フロー計算書

平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで

科目	金額
	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,634
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,501
財務活動によるキャッシュ・フロー	△546
現金及び現金同等物に係る換算差額	24
現金及び現金同等物の増加額等	△307
現金及び現金同等物の期首残高	3,411
現金及び現金同等物の期末残高	3,104

（注）記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」が平成27年５月１日に施行され、監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。これに伴い、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、定款中、(１)監査等委員会を置く旨の定めを設定して監査役及び監査役会を置く旨の定めを廃止し、(２)取締役の員数に関する定めを変更し、(３)取締役の任期に関する定めを変更するとともに、(４)重要な業務執行の決定の取締役会への委任の定めを置くものであります。また、条数の変更をはじめ、附則の新設等、所要の変更を行うものであります。

監査等委員会設置会社に移行することにより、社外取締役が過半数を占める監査等委員会が置かれ、監査等委員会が、監査を行うだけでなく、取締役候補者の指名及び取締役の報酬の決定についての株主総会での意見陳述権を背景に業務執行者に対する監督の役割を担い、また、監査等委員が、取締役会の構成員として取締役会の決議における議決権を有することから、業務執行取締役の選定・解職及び業務執行の決定に関与することとなります。

この機関設計を活用して、業務執行者に対する監督を強化する体制を構築するとともに、監査体制を強化し、ひいては当社が目指す新たな成長分野への集中投資による企業価値の創出を支える環境を整備してまいります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章（総則）	（現行どおり）
（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人	（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査等委員会 （削除） (3)会計監査人

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第２章　株式	（現行どおり）
第３章　株主総会	（現行どおり）
第４章　取締役および取締役会	（現行どおり）
（取締役の員数） 第19条　当会社の取締役は、９名以内とする。	（取締役の員数） 第19条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、９名以内とする。
（新設）	２．当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。
（取締役の選任） 第20条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。	（取締役の選任） 第20条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。ただし、監査等委員である取締役はそれ以外の取締役と区別して選任するものとする。
２．（条文省略） ３．（条文省略）	２．（現行どおり） ３．（現行どおり）
（取締役の任期） 第22条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（取締役の任期） 第22条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	３．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新設）	４．会社法第329条第３項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（新設）	５．当会社は、会社法第329条第３項の規定により選任された補欠の監査等委員である取締役につき、その就任前に、取締役会の決議により、当該選任決議を取り消すことができる。この場合、当該選任決議の取消しに関する議案を取締役会に提出するには、監査等委員会の同意を得なければならない。
（代表取締役および役付取締役） 第23条　当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 ２．（条文省略） ３．（条文省略）	（代表取締役および役付取締役） 第23条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。 ２．（現行どおり） ３．（現行どおり）
（取締役会の招集権者および議長） 第25条（条文省略） （新設）	（取締役会の招集権者および議長） 第25条　（現行どおり） ３．前二項の規定にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。
（取締役会の招集通知） 第26条　取締役会の招集通知は、会日の３日前に各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要がある場合は、これを短縮することができる。 ２．（条文省略）	（取締役会の招集通知） 第26条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対し発する。ただし、緊急の必要がある場合は、これを短縮することができる。 ２．（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（取締役会の決議の省略） 第28条　当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項のうち取締役会で定める特定の事項について提案した場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。	（取締役会の決議の省略） 第28条　当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項のうち取締役会で定める特定の事項について提案した場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（新設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第29条　当会社は、取締役会の決議によって、重要な業務執行（会社法第399条の13第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
（取締役会の議事録） 第29条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。	（取締役会の議事録） 第30条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。
（取締役会規程） 第30条　（条文省略）	（取締役会規程） 第31条　（現行どおり）
（取締役の報酬等） 第31条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第32条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して定めるものとする。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（取締役の責任免除） 第32条　（条文省略） ２．当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任について、法令の定めに従い、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は法令が規定する額とする。	（取締役の責任免除） 第33条　（現行どおり） ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第５章　監査役および監査役会	（削除）
（監査役の員数） 第33条　当会社の監査役は、５名以内とする。	（削除）
（監査役の選任） 第34条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。	（削除）
２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。	（削除）
（任期） 第35条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（削除）
２．補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
３．会社法第329条第２項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	（削除）
４．当会社は、取締役会の決議により、前項の規定により選任された補欠監査役につき、その就任前に、選任決議を取り消すことができる。この場合、補欠監査役の選任決議の取消しに関する議案を取締役会に提出するには、監査役会の同意を得なければならない。	（削除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（常勤監査役） 第36条　監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	（削除）
（監査役会の招集通知） 第37条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前まで発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	（削除）
２．監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（削除）
（監査役会の決議の方法） 第38条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（削除）
（監査役会の議事録） 第39条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	（削除）
（監査役会規程） 第40条　監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削除）
（監査役の報酬等） 第41条　監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。	（削除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（監査役の責任免除） 第42条　当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度としてその責任を免除することができる。	（削除）
２．当会社は、監査役との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任について法令の定めに従い、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は法令が規定する額とする。	（削除）
（新設）	第５章　監査等委員会
（新設）	（監査等委員会の招集通知） 第34条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員である取締役に対し発する。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。
（新設）	２．監査等委員である取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新設）	（監査等委員会の決議の方法） 第35条　監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員である取締役の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。
（新設）	（監査等委員会の議事録） 第36条　監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員である取締役がこれに記名押印または電子署名する。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新設）	（監査等委員会規程） 第37条　監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第６章　会計監査人	（現行どおり）
第43条～第44条　（条文省略）	第38条～第39条　（現行どおり）
（会計監査人の報酬等） 第45条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（会計監査人の報酬等） 第40条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第７章　計算	（現行どおり）
第46条～第49条　（条文省略）	第41条～第44条　（現行どおり）
（新設）	附　則 （監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過措置） 第１条　平成28年３月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第１項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任の免除及び監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第42条の定めるところによる。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役（６名）全員が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）５名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	【再任】 いのうえ　よしお 井　上　善　雄 （昭和39年11月８日生）	昭和62年４月　株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 平成10年３月　当社入社 平成11年６月　当社取締役 平成12年３月　当社常務取締役 平成14年６月　当社代表取締役社長（現任） 平成15年１月　当社CEO（現任） 平成19年６月　日本山村硝子株式会社社外取締役（現任） 平成24年６月　戸田工業株式会社社外取締役 平成26年５月　昌栄印刷株式会社取締役相談役（現任） （重要な兼職の状況） 昌栄印刷株式会社取締役相談役 日本山村硝子株式会社社外取締役	1,531,391株
	【取締役候補者とした理由】 平成14年に代表取締役社長に就任して以来、創業100年以上の伝統と理念を継承・確立するとともに、取り巻く事業・経営環境変化に応じて、事業構造の変革、他社との提携構築、新規事業の育成、経営管理への情報技術活用、国際化、財務基盤の改善を推進した実績を有しております。精力的に当社グループの現状を把握し各事業を束ねて変革を実現する強いリーダーシップと、経営に関する高い見識とを兼ね備えております。第158期事業年度は策定した中長期ビジョンを最高責任者として実現する牽引役となる重大な職責を担うことが期待できるものと考えております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
2	【再任】 こんだ　しゅんじ 今田　俊治 (昭和28年９月２日生)	昭和52年３月　当社入社 平成20年４月　当社執行役員 平成22年４月　当社常務執行役員 平成22年６月　当社取締役（現任） 平成23年７月　日彩影像科技（九江）有限公司董事長 平成23年10月　TOMOEGAWA (U.S.A.)INC.Director Chairman&CEO 平成23年10月　TOMOEGAWA EUROPE B.V.Director Chairman 平成25年３月　巴川影像科技（恵州）有限公司董事長 平成26年４月　当社専務執行役員（現任） 平成27年３月　株式会社巴川ホールディングス恵州取締役（現任） 平成27年４月　当社機能紙事業部長（現任） 平成27年５月　日彩控股有限公司董事（現任） 平成27年５月　三和紙工株式会社取締役会長（現任） 平成27年５月　日本理化製紙株式会社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社巴川ホールディングス恵州取締役 日彩控股有限公司董事 三和紙工株式会社取締役会長 日本理化製紙株式会社取締役	25,000株
	【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、製品開発に従事し、米国・中国での合計12年の駐在をはじめ豊富な海外経験・知見を有し、中国事業の立上げを主導しつつトナー事業を当社の主力事業として成長させるなど十分な実績を有しています。執行役員就任以後は、電子材料事業部長、画像材料事業部長、機能紙事業部長、海外現地法人役員を歴任し、業界に関する深い造詣と確かな行動力で当社のビジネスの持続的成長を牽引する職責を担うことが期待できるものと考えております。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する
当社株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>【再任】
みついせいじ
三井清治
（昭和30年４月３日生）</td><td>昭和54年４月　凸版印刷株式会社入社
平成17年６月　同社取締役
平成21年６月　当社取締役（現任）
平成23年５月　株式会社トッパンTOMOEGAWAオプティカルプロダクツ（現株式会社トッパンTOMOEGAWAオプティカルフィルム）代表取締役社長（現任）
平成23年６月　株式会社トッパンアリサワオプティカルテクノロジー代表取締役社長
平成25年４月　凸版印刷株式会社取締役マテリアルソリューション事業本部関連会社・特命担当
平成26年６月　当社専務執行役員（現任）
平成26年６月　当社精密塗工事業部管掌
平成27年４月　当社社長補佐（現任）
（重要な兼職の状況）
株式会社トッパンTOMOEGAWAオプティカルフィルム代表取締役社長</td><td>15,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
当社の筆頭株主である凸版印刷株式会社の取締役を８年間務めるなどして培った、経営及び製造・技術に係る豊富な知識と経験を活用し、当社の関連会社である株式会社トッパンTOMOEGAWAオプティカルフィルムの代表取締役社長として同社の収益力強化に貢献しております。当社の取締役に就任して以後は、業界における豊富な知識と経験と独自の見識に基づき積極的に発言するなど、取締役会の意思決定機能の強化にも大きな役割を発揮しており、今後も引き続き当社の経営に反映させることが期待できるものと考えております。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>【再任】
やまぐちまさあき
山口正明
（昭和38年３月15日生）</td><td>昭和61年４月　新日本製鐵株式会社（現新日鐵住金株式会社）入社
平成15年１月　アサヒプリテック株式会社入社
平成18年７月　当社入社
平成21年４月　当社執行役員
平成21年４月　当社経営戦略本部長（現任）
平成26年４月　当社常務執行役員（現任）
平成26年４月　当社CFO（現任）
平成26年５月　当社TTOF・TFC管掌（現任）
平成26年６月　当社取締役（現任）
平成26年６月　当社コンプライアンス委員会委員長（現任）
平成26年８月　日彩控股有限公司董事（現任）
（重要な兼職の状況）
日彩控股有限公司董事</td><td>5,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
米国におけるＭＢＡの学位を有するなど財務・会計に関する高度な知識を有するだけでなく、企業における経営戦略、経営管理、ＩＲに係る役職を歴任しており、事業・経営戦略を支える豊富な経験と確かな洞察・分析力を有し、当社の財務の安定に寄与したとして定評があります。これまでも経費削減や事業再構築の主導、株主や提携先との関係構築に手腕を発揮しており、第158期事業年度は事業環境の変化に応じた戦略を立案して方向性を示し、重点分野への経営資源配分を実現する職責を担うことが期待できるものと考えております。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
5	【再任】 はたざわ　としゆき 畑　澤　敏　之 (昭和29年６月11日生)	昭和53年４月　松下電工株式会社（現パナソニック株式会社）入社 平成16年４月　同社電子材料グローバルマーケティング部長 平成17年８月　パナソニック電工電子材料有限会社オーストリア Managing Director 平成23年５月　パナソニック電工タイ株式会社社長 平成26年７月　当社顧問 平成27年６月　当社取締役（現任） 平成27年６月　シライ電子工業株式会社社外取締役（現任） 平成27年10月　当社常務執行役員（現任） 平成27年10月　当社電子材料事業部営業管掌 平成28年３月　巴川コリア株式会社代表取締役（現任） 平成28年４月　当社電子材料営業本部長（現任） (重要な兼職の状況) シライ電子工業株式会社社外取締役 巴川コリア株式会社代表取締役	3,000株
	【取締役候補者とした理由】 大手製造業の重職や欧州と東南アジアの同現地法人の社長を歴任した豊富なグローバル経営の実務経験、電子材料分野の業界・市場知識、営業・マーケティングに関する高い見識を活かして、当社の電子材料事業部営業管掌、電子材料営業本部長に就任後、重点分野の販売力強化に向けた取組みを牽引しております。第158期事業年度は、当社の既存の事業部制を修正し製販を分離した電子材料分野の売上責任を担う部門を指揮し、成長戦略の実現、経営体質強化、海外営業力強化を期待できるものと考えております。		

(注) １．取締役候補者畑澤敏之氏が役員を兼務している巴川コリア株式会社は、当社の完全子会社です。

２．取締役候補者と当社との特別の利害関係

(1)取締役候補者三井清治氏は、当社の関連会社である株式会社トッパンTOMOEGAWAオプティカルフィルムの代表取締役社長を兼務しており、当社は、同社への建物貸与、ライセンス、試作委託、同社からの間接補助業務受託、原材料購入、分析受託、加工委託等の取引を行っております。

(2)他の取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役（６名）及び監査役（３名）の全員が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	【再任】【社外】 こもり　てつお 小　森　哲　郎 (昭和33年12月１日生)	昭和59年４月　マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 平成５年12月　同社プリンシパル（パートナー） 平成14年６月　株式会社アスキー代表取締役社長 平成15年11月　株式会社メディアリーヴス代表取締役会長 平成16年６月　ユニゾン・キャピタル株式会社マネジメント・アドバイザー 平成16年６月　当社監査役 平成17年６月　当社社外取締役（現任） 平成18年２月　カネボウ株式会社取締役兼代表執行役社長CEO 平成18年５月　カネボウ・トリニティ・ホールディングス株式会社（現クラシエホールディングス株式会社）代表取締役CEO兼社長執行役員 平成18年５月　カネボウホームプロダクツ株式会社（現クラシエホームプロダクツ株式会社）代表取締役 平成18年５月　カネボウ製薬株式会社（現クラシエ製薬株式会社）代表取締役 平成18年５月　カネボウフーズ株式会社（現クラシエフーズ株式会社）代表取締役 平成21年８月　ユニゾン・キャピタル株式会社マネジメント・アドバイザー（現任） 平成27年３月　株式会社ニッセンホールディングス社外取締役（現任） 平成27年10月　株式会社建デポ代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） ユニゾン・キャピタル株式会社マネジメント・アドバイザー 株式会社ニッセンホールディングス社外取締役 株式会社建デポ代表取締役社長	－株
	【社外取締役候補者とした理由】 小森氏は、当社との関係で一般株主と利益相反の生じるような利害関係はなく、独立した立場で当社の経営陣に気づきを与える貴重な助言・提言を数多くいただいております。経営コンサルタントや他社の業務執行取締役としての経験と企業経営に関する卓越した識見・能力を活かして、経営体制の更なる強化とより透明性の高い経営を期待できるものと考えております。		

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	【新任】【社外】 さめじま　まさひろ 鮫　島　正　洋 (昭和38年１月８日生)	昭和60年４月　藤倉電線株式会社（現株式会社フジクラ）入社 平成４年３月　日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成４年３月　弁理士登録 平成11年４月　弁護士登録 平成12年３月　松尾綜合法律事務所(現弁護士法人松尾綜合法律事務所）入所 平成16年７月　内田・鮫島法律事務所（現弁護士法人内田・鮫島法律事務所）代表パートナー（現任） 平成17年６月　当社社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 弁護士法人内田・鮫島法律事務所代表パートナー	10,000株
	【社外取締役候補者とした理由】 鮫島氏は、当社との関係で一般株主と利益相反の生じるような利害関係はなく、弁理士、弁護士としての経験はもちろん、企業の知財部門での豊富な経験を活かし、監査等委員会設置会社移行前においては社外監査役の立場で外部的視点に立っての監査をいただいております。今後は、監査等委員会設置会社における社外取締役として、引き続き理論及び実務経験の両方から知財戦略及び取締役会の意思決定の適正性について、貴重な助言をいただけるものと考えております。なお、同氏は弁護士法人の代表者として会社に準じる組織の運営に関与しており、上記の理由も踏まえて、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	【新任】【社外】 すずき　けんいちろう 鈴木健一郎 (昭和50年７月13日生)	平成12年４月　日本郵船株式会社入社 平成12年７月　鈴与商事株式会社取締役（現任） 平成12年11月　鈴与株式会社取締役 平成23年11月　鈴与建設株式会社取締役（現任） 平成25年４月　鈴与株式会社専務取締役 平成25年４月　エスエスケイフーズ株式会社代表取締役社長 平成27年４月　エスエスケイフーズ株式会社代表取締役会長(現任) 平成27年６月　当社社外監査役（現任） 平成27年11月　鈴与株式会社代表取締役社長（現任） 平成27年11月　鈴与ホールディングス株式会社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 鈴与株式会社代表取締役社長 エスエスケイフーズ株式会社代表取締役会長 鈴与ホールディングス株式会社代表取締役社長 鈴与商事株式会社取締役 鈴与建設株式会社取締役	―株
	【社外取締役候補者とした理由】 鈴木氏は、当社との関係で一般株主と利益相反の生じるような利害関係はなく、大手物流企業グループの多数の業務執行取締役や社外取締役を歴任して得られた経営経験を活かし、監査等委員会設置会社移行前においては社外監査役の立場で多角的視点での助言・提言をいただいております。今後は、監査等委員会設置会社における社外取締役として、引き続き有用な助言・提言を期待できるとともに、経営体制の更なる強化とより透明性の高い経営を期待できるものと考えております。また、同氏は当社取引先である鈴与株式会社、鈴与商事株式会社、鈴与建設株式会社、中日本バンリース株式会社の業務執行者でありますが、当社と鈴与株式会社、鈴与商事株式会社、鈴与建設株式会社、中日本バンリース株式会社との取引額は合計しても当社連結売上高の２％未満に相当し（157期実績）、当社の定める独立性の判断に関する基準に照らし、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断しております。		

（注）１．各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．取締役候補者小森哲郎氏は、当社の社外取締役に就任して本総会終結の時までで11年であります。また、同氏は、当社の社外取締役就任前に当社の監査役であったことがあります。

３．取締役候補者鮫島正洋及び鈴木健一郎の両氏は、当社の監査役であったことがあります。

４．当社は、取締役候補者小森哲郎氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

５．当社は、取締役候補者鮫島正洋及び鈴木健一郎の両氏を東京証券取引所に対し、社外監査役である独立役員として届け出ておりますが、両氏の監査等委員である取締役選任が承認された場合、独立役員とする予定であります。

６．当社と取締役候補者小森哲郎、鮫島正洋及び鈴木健一郎の３氏とは、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度とする内容の会社法第427条第１項の責任限定契約を締結しており、３氏の監査等委員である取締役選任が承認された場合、３氏との間で同様の契約を新たに締結する予定であります。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、昭和60年１月30日開催の第125回定時株主総会の決議で、年額140百万円以内となり今日に至っております。第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となることから、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額140百万円以内と定めることとしたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与を含む）は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は６名（うち社外取締役１名）ですが、第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は５名（うち社外取締役０名）となります。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものとします。

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額の設定の件

当社の取締役及び監査役の報酬等の額は、取締役については第４号議案で述べたとおり年額140百万円以内、監査役については平成６年６月29日開催の第135回定時株主総会の決議で年額50百万円以内となり今日に至っております。第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となることから、改めて監査等委員である取締役の報酬等の額を年額50百万円以内と定めることとしたいと存じます。

現在の取締役は６名（うち社外取締役１名）、監査役は３名（うち社外監査役２名）ですが、第３号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名（うち社外取締役３名）となります。

なお、本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものとします。

第６号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

監査役吉田光宏、鮫島正洋及び鈴木健一郎の３氏は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、任期満了となり退任されます。その在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査等委員である取締役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

なお、本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものとします。

監査役吉田光宏、鮫島正洋及び鈴木健一郎の３氏の略歴は次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
吉　田　光　宏	平成25年６月　当社常勤監査役 現在に至る
鮫　島　正　洋	平成17年６月　当社監査役 現在に至る
鈴　木　健一郎	平成27年６月　当社監査役 現在に至る

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会　場　　東京都中央区銀座三丁目９番11号
紙パルプ会館　銀座フェニックスプラザ
３階　会議室１～３号室
03－3543－8118（代表）

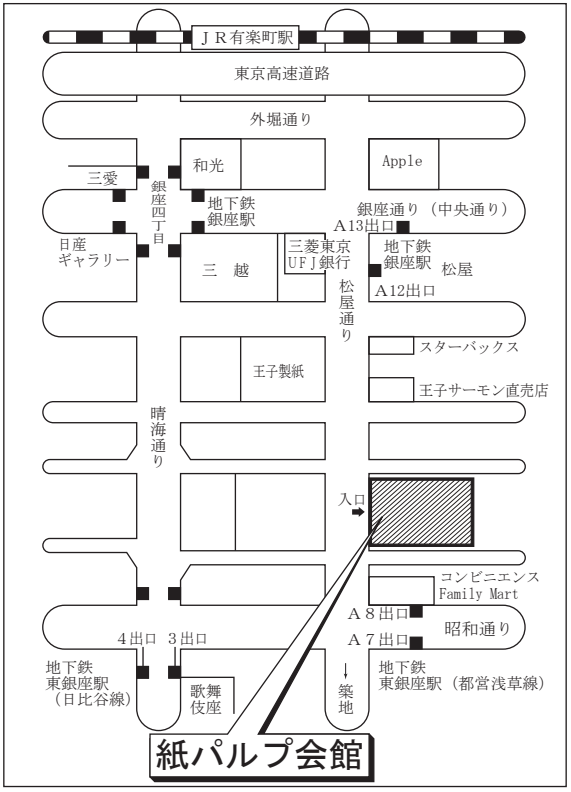

交　通　　都営浅草線　東銀座駅下車
Ａ７・Ａ８出口より徒歩２分
東京メトロ日比谷線　東銀座駅下車
３・４出口より徒歩４分
東京メトロ銀座線・丸ノ内線　　銀座駅下車
A12・A13出口より徒歩４分
ＪＲ　有楽町駅下車　　徒歩10分

◎本招集ご通知は、当社製超軽量印刷用紙「トモエリバー」を使用しております。